

虐待防止に関する指針

株式会社 パンプキン
代表取締役 西本 育美

1・法人における虐待防止に関する基本的考え方

当法人は、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び不適切なケアを行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見・早期対応・再発防止について、全ての職員がこれを認識し、本指針を遵守するよう努めるものとする。

2・虐待の定義

この指針において「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の各号の行為をいう。

① 身体的虐待

- ・利用者の身体に外傷が生じる、または生じる恐れのある暴行を加えること。
- ・正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

② 性的虐待

- ・利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

③ 心理的虐待

- ・利用者に対する暴言、拒絶的な対応、不当な差別的言動、心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ ネグレクト

- ・利用者を衰弱させるような減食、長時間の放置等の対応。

⑤ 経済的虐待

- ・利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当な財産の利益を得ること。

3・虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する事項

虐待防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに虐待防止に関する責任者を定めるなど必要な措置を講じます。

（1）虐待防止委員会の設置（身体的拘束適正化委員会と一体的に運営します）

①虐待防止委員会は次の職員で構成されます。

- ・虐待防止委員長（責任者） 西本 育美
- ・虐待防止委員
住宅型有料老人ホームひすい 施設長 西本 康広
サービス提供責任者（管理者） 紫藤 光江

サービス提供責任者	大波 一紀・荒木 貴裕
ケアサポートれん管理者	鈴木 詩織
・身体的拘束適正化委員会 担当者	紫藤 光江

② 委員会は、1年に1回以上、定期的を開催します。会議の実施にあたっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
身体的拘束適正化について一体的に開催し、虐待等が発生した場合、委員が委員会を招集することができます。

③ 委員会に置ける検討事項

(1) 委員会では、以下の項目について検討を行うとともに、必要な取り組み事項を決定します。

- ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備、見直しに関すること。
- ・虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること。
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ・虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ・再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること。

(2) 結果の周知徹底

- ・委員会での検討内容及び結果、決定事項等については議事録その他の資料を作成し、回覧するなどして周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止に関する責務等

- ① 虐待防止に関する責任者は代表取締役とする。
- ② 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに、成年後見人制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取組を推進する。また、責任者は虐待を発見しやすい立場にある事を自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。
なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

4・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 市町村への通報

虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合は、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法の規定に従い、速やかに旭川市の地域包括センター又は旭川市障害者虐待防止センターに連絡します。

末広・東鷹栖地域包括支援センター	0166-74-5065
旭川市障害者虐待防止センター	0166-26-1111

5・虐待等が発生した際の相談・報告体制に関する事項

虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見・通報した場合を含めて、虐待等が発生したした場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。この際、報告の方法、様式、及び報告する委員会構成員は問わず、匿名でも行えることとする。報告を受けた構成員は委員会に報告します。

報告を受けた委員長は、下記の対応もしくは対応の指示を適時適切に実施します。

- ① 当該利用者の心身状況の確認・安全確保
- ② 市町村等への通報の有無の確認及び必要と思われる場合の通報
- ③ 家族等への報告（第一報）
- ④ 関係職員への事実確認、関係職員の勤務状況等の確認
- ⑤ 委員会の臨時開催及び原因分析、事後対応・再発防止策の検討及び対策の決定
- ⑥ 事後対応及び再発防止策の周知及び実行
- ⑦ 関係者への報告（第二報以降適時）
- ⑧ 必要に応じた懲罰委員会への報告
- ⑨ 委員会における事後対応及び再発防止対策の実行状況の確認・評価

6・成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者、又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7・虐待防止のための職員研修に関する基本方針

① 定期開催

職員に対する虐待防止のための研修を年1回以上開催します。

虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであり、虐待防止の徹底を図る内容とする。また、身体拘束適正化に関する職員研修と同時開催とします。

② 新規採用時には必ず虐待防止のための研修を行う。

③ 研修における学習内容

1. 虐待防止を図る意義
2. 防止のための取り組みを行うべき対象
3. 未然防止（発生の防止）のために取り組むべき内容
4. 悪化防止（早期発見・迅速かつ適切な対応）のために実施すべき内容
5. 再発防止を含めた当該事業所の体制・取り組みの内容・状況

8・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・虐待等に関わる苦情については、重要事項に示す当事業所において設置する苦情対応窓口において受け付けます。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告します。
- ・苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じない様細心の注意を払います。
- ・苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9・職員等が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動規範に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項を留意することとします。

① 意識の重要性

- ・常に利用者の人格や権利を尊重すること
- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがある事を認識すること

② 基本的な心構え

- ・利用者との人芸関係が構築されている（親しい間柄）と思いだまないこと
- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり拒否することが出来ない場合があることを認識すること。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気作りに努め、虐待とみられる言動について職員同士で注意を促すこと。
- ・虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や丁寧な相談支援を行うとともに、責任者に速やかに報告すること。
- ・職場内の虐待に係る問題は、個人的な問題として処理せずに、組織として良好な職場環境を確保するための契機とする認識を持つとともに、責任者への速やかな報告は職員の義務であることを認識すること。

10・本指針の閲覧

本指針は利用者の求めに応じていつでも閲覧できるものとする。また当法人のホームページでも公表し、利用者及びご家族が自由に閲覧できるようにします。

附則

令和4年3月1日策定

令和5年11月1日策定（虐待防止委員会構成職員の変更）

令和7年4月15日策定（虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針に追加記載）

虐待の類型

<p>身体的虐待※</p>	<p>① 暴力的行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
<p>性的虐待</p>	<p>○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のまままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
<p>心理的虐待</p>	<p>① 威嚇的な発言、態度・怒鳴る、罵る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。 など <p>② 侮辱的な発言、態度・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・「バカ」「アホ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑥ 心理的に高齢者や障害者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・話しかけているのに不当に無視する。 など
<p>放棄・放置 (ネグレクト)</p>	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者や障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>④ 高齢者や障害者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>

<p>経済的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・ 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・ 金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・ 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・ 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など
--------------	--

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、身体に接触しなくても、危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和25年6月10日）。